

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県東松島市大曲字南浜1番地4

氏名 株式会社東部環境
代表取締役 工藤豊和

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和2年8月21日
令和7年7月2日

1 事業の範囲

- (1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）
- (2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪ゴムくず⑫金属くず⑬ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑭がれき類⑮ばいじん

（これらのうち石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）
以上15種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成12年7月3日	
変更届出年月日	平成14年12月4日	(代表者及び住所の変更)
変更届出年月日	平成17年6月17日	(法人名称の変更)
更新許可年月日	平成17年8月8日	(有効期間 平成17年7月3日～平成22年7月2日)
変更届出年月日	平成20年8月28日	(住所の変更)
変更許可年月日	平成21年8月12日	(廃油、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等及びがれき類の追加)
更新許可年月日	平成22年7月5日	(有効期間 平成22年7月3日～平成27年7月2日)
変更許可年月日	平成26年9月29日	(燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ及びばいじんの追加)
更新許可年月日	平成27年7月3日	
更新許可年月日	令和2年8月21日	(有効期間 令和2年7月3日～令和7年7月2日)

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無